

[事案 26-58] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 26 年 12 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

契約時、募集人の誤説明があったことを理由に、契約を無効として既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 9 年 2 月に契約した学資保険の契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約の際、募集人から設計書を提示されて受けた説明では、満期時には、金額がわずかである積立配当金部分を除き、設計書記載の満期時受取金額が確実に受け取られるとの誤った説明があった。
- (2) また、保険料のうち保障に充当される金額の説明がなく、学資保険に貯蓄型と保障型があることを知らなかったため、貯蓄型の保険に契約したつもりでいた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人に対し、本契約の特徴として貯蓄機能と保障機能の両方があることを説明し、設計書記載の積立金額および配当金額が変動する可能性があることを説明し、保障の内容についても十分な説明を行っている。
- (2) 申立人は本契約の内容について錯誤に陥っておらず、たとえ錯誤に陥っていたとしても、説明内容や設計書の記載から契約内容は容易に認識し得たので、申立人には重大な過失があった。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

- (1) 申立人の主張は、設計書記載の満期時受取金額について、積立配当金部分を除いた設計書記載の金額を下回ることがないと錯誤（民法 95 条）して契約したことを理由に、契約を無効として既払込保険料の返還を求めているものと判断する。
- (2) なお、申立人は「貯蓄型の保険を契約したつもりであった」とも主張するが、事情聴取の結果から、本契約に契約者や被保険者の死亡等保障があることは認識していたことから、結局のところ、(1) 記載の主張に含まれるものと判断する。

2. 以下の理由により、募集人において誤説明があったとは認められない。

- (1) 募集人が説明の際に使用した設計書では、満期時の受取額が契約時に確定しているものには「約」の付かない記載であるのに対し、受取額が確定しない、毎年の育英資金の積立額には「約」が付いている。
- (2) 設計書の下部には、育英資金の積立利率が経済情勢によって今後変動することがあり、その結果、育英資金積立額も変動する旨の注意書きがある。

(3) 上記記載のある設計書を用いた募集人が、その記載に明確に反して、設計書記載の金額が育英資金の積立額の下限である旨の説明をしたと認めることは困難である。

3. 以下の理由により、申立人が錯誤に陥っていたとは認められない。

- (1) 申立人の事情聴取の結果、設計書記載の育英資金積立額に「約」が付されていること、設計書の下部に注意書きがあること、本契約には保障があること、保障部分に充当される保険料が発生していること、を認識していたことが認められる。
- (2) 仮に申立人が錯誤に陥っていたとしても、上記記載のある設計書によって募集人から説明を受け、これらを認識していたことから、申立人は錯誤したことについて重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない。